

2021年2月10日

明治学院大学社会学研究科委員会 殿

## 泉谷朋子氏博士学位申請論文の審査報告

専門審査委員会

標記の博士学位審査請求に関し、専門審査委員会では以下の論文審査及び口述試験を行った結果、全員一致で合格と判定しましたので、ここに報告いたします。

請求者氏名 泉谷 朋子

論文名 母子生活支援施設における産前産後期支援に関する研究  
－ 複合的に課題を抱える妊産婦世帯支援に着目して－

Research on before and after childbirth support in mother and child life support facilities – Focusing on support for pregnant women’s households having multiple issues –

### I. 審査の体制と経過

**2020年9月28日** 泉谷朋子氏による博士学位申請論文の提出

**2020年10月14日** 予備審査委員会の設置

泉谷朋子氏の博士学位申請論文の審査請求について、社会学研究科委員会で、以下の委員で構成する予備審査委員会の設置が承認された。

社会学部教授	和気 康太	(審査委員会委員長)
社会学部教授	明石 留美子	(専門審査委員)
社会学部教授	北川 清一	(専門審査委員)
明治学院大学名誉教授	松原 康雄	(学外専門審査委員)

**2020年10月28日** 予備審査委員会の開催

予備審査委員会は、「社会学研究科博士学位(課程博士・論文博士)申請論文審査に関する内規」(以下、内規)及び「社会学研究科社会福祉学専攻博士論文提出に関する細則」と審査の手続き及びスケジュールを確認した。提出された博士学位申請論文について意見交換を行い、審査について専門審査委員会を設置することを決定し、専攻主任に報告した。

**2020年11月11日** 専門審査委員会の設置

社会学研究科委員会で、専門審査委員会の設置が承認された。専門審査委員会は、予備審査委員会の委員で構成された。

## 2020年11月11日 第1回専門審査委員会の開催

博士学位申請論文について、意見交換を行い、修正を求めることを条件に審査の継続を決定し、専攻主任に報告した。2021年1月20日に公開口述試験を実施することが決定した。

また、泉谷朋子氏を招き、博士学位申請論文の修正を確認・要請した。

## 2020年12月9日 第2回専門審査委員会の開催

泉谷朋子氏を招き、博士学位申請論文の修正を確認・要請し、専攻主任に報告した。

## 2021年1月6日 第3回専門審査委員会の開催

博士学位申請論文の修正と、今後の手続き及びスケジュールを確認する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大により対面式での専門審査委員会の開催は見送られ、必要があれば適宜、メール及びオンラインで協議を行うことになった。

## 2021年1月20日 公開口述試験及び第4回専門審査委員会の開催

公開口述試験終了後、専門審査委員会として、社会学研究科委員会に泉谷朋子氏の博士学位申請論文についての推薦の文書を提出し、審査経過及び学位申請論文の概要等について報告することとした。

## II. 審査内容

### 1. 本論文の構成

泉谷朋子氏の博士学位申請論文「母子生活支援施設における産前産後期支援に関する研究－複合的に課題を抱える妊産婦世帯支援に着目して－」（以下、本論文と記す）は、次の目次が示すように序章と6章から構成され、A4版本文190頁（400字詰原稿用紙約650枚）と、参考文献・資料32頁の計222頁に収め、学術論文及び博士学位論文として適切な形式と構成が整えられている。

#### <目次>

##### 序章

第1章 わが国における産前産後期支援の現状と課題

第2章 母子家庭支援施策と母子生活支援施設

第3章 母子生活支援施設における産前産後期支援の可能性

第4章 母子生活支援施設における産前産後期支援の実態（インタビュー調査に向けたパイロット調査）

第5章 母子生活支援施設における産前産後期支援の実態（インタビュー調査）

第6章 総括

## 2. 本論文の内容に対する評価

以下の概要に見られるように、泉谷朋子氏（以下、筆者と記す）の博士学位申請論文は問題意識が明確で、設定した研究テーマに論文を通して一貫して取り組み、十分な文献・資料の検討と、入念な研究方法を用いて、研究テーマへの回答を導いていると評価できる。

## 3. 本論文の概要

### 1. 研究の目的

2016（平成28）年の児童福祉法改正に先立ち開催された社会保障審議会に「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が提出した報告書には「産前産後母子ホーム（仮称）」を整備し、「0歳0か月0日死亡事例」を回避することが必要と記されたが、それらの事例を検証すると、死亡した子どもの家族、特に母親が複合的かつ重層的に課題を抱えており、医療・母子保健だけでは対応が困難な事例が多く、社会福祉、ソーシャルワークの関与が必要であることが明らかになっている。

我が国の社会福祉、ソーシャルワークが妊娠・出産時に支援を必要とする家庭、女性に対し、どのような対応、支援を行ってきたかを示す先行研究は皆無に等しい。しかし、特定の婦人保護施設や、母子生活支援施設の中には、妊産婦及びその子どもを受け入れ支援してきた施設も存在している。

そこで、筆者は、妊娠期から出産後育児期に支援を必要とする女性と、その子どもが生活する場所として、母子生活支援施設が最も適切と考え、本論文では母子生活支援施設での産前産後期支援の現状を明らかにし、実際に妊産婦及び新生児を受け入れ支援している施設の取り組みから、母子生活支援施設での複合的かつ重層的に課題を抱える妊産婦世帯への産前産後期支援の可能性を探ることを目的としている。また、居住型産前産後期支援の対象者が抱えるニーズ等を明らかにし、生まれてくる子どもが母親と一緒に生活する権利を保障するために、どのような支援が求められるのか、また効果的なのかについても考察をしている。

### 2. 本論文の構成と要約

本論文は、序章、第一章から第三章までの文献研究、第四章の質問紙調査、第五章のインタビュー調査、第六章の総括から構成されている。以下、各章の要約を述べる。

序章では、本研究の背景、目的等について論じられている。本研究の背景、研究目的については上記の「1. 研究の目的」の通りである。また、本論文で頻回に使用する「妊産婦・子どもに関する用語」「特定妊婦」「産前産後期」「母子家庭」の汎用について、具体的に規定している。

第1章「我が国における産前産後期支援の現状と課題」では、妊娠・出産・乳幼児の子育てに関し、我が国で展開されている支援の実際について論じられている。

第1節では、子育て支援に関する国の施策の中で、妊娠・出産・乳幼児の子育て支援に関連する施策がどのように変遷してきたのかを概観し、第2節では、母子保健、子育て支

援施策における産前産後期支援の現状について論じられている。母子保健では、ポピュレーションアプローチに基づき、妊産婦・乳幼児への「指導」がこれまで行われてきたが、母子保健だけでは対応しきれない家庭が出現し、家庭が抱える課題解決に向けて社会福祉職との連携が必要となっていることが指摘されている。第3節では、女性からの様々な相談に対応している婦人保護制度における産前産後期支援について概説し、産前産後期に特化した支援を行ってきた慈愛寮等の取り組みはあるものの、女性の保護更生を目的とする婦人保護事業の枠組みの中で、産前産後期支援を実践していくことには限界があることが示されている。第4節では、第1節から第3節までを受け、現行の産前産後期支援の課題について考察し、「育児指導」に重点を置く母子保健の制度・サービスだけでは、様々な課題を抱え、「支援」を必要とするハイリスク妊産婦、特定妊婦への対応に限界があること、支援を求めない・求められない母親や家族をどのように発見しアプローチするか、産前産後期に居住支援等の複合的な支援を必要とするケースが少なく、利用者が少ないサービス・制度を運営していくことの難しさが述べられている。

第2章「母子家庭支援施策と母子生活支援施設」では、母子生活支援施設で妊娠中から出産後にかけて住居がない、生活面等で様々な支援を必要とするケースに「居住型産前産後期支援」を展開することが可能かを検討するため、母子生活支援施設の現状や課題について考察されている。

第1節では、母子家庭支援施策において母子生活支援施設がどのように位置づけられてきたかが考察されている。母子世帯支援施策の中で、母子生活支援施設に関する記述等は少なく、2011年に出された『社会的養護の課題と将来像』の中で、社会的養護を担う施設として位置づけられたことを受け、久しく屋根対策イメージの強かった施設から、就労自立が難しい、養育支援を必要とする母子世帯が利用する施設と認識されるようになったと述べられている。また第2節では、母子生活支援施設の現状について概観し、DV被害女性とその子ども、生活が困窮している、障害を抱えている母子の増加等があり、世帯の状況に合わせて様々な支援が行われているが、母親への支援に追われ、同伴児が抱える困難性が見えにくいことが指摘されている。第3節では、母子生活支援施設の役割と課題が整理され、母子生活支援施設には「健康で文化的な生活の保障」「母子の権利擁護」「分離しない子育てのサポート」「女性支援の視点」の4つの役割があるとされている。さらに、『新しい社会的養育ビジョン』（2017年）の中では、親子で利用するサービスの創設が提案されているが、母子生活支援施設が実践してきた親子支援が認知・評価されていないこと、暫定定員問題が生じていること、子どもの権利擁護に十分取り組めていないことが課題と指摘されている。

第3章「母子生活支援施設における産前産後期支援の可能性」では、居住型産前産後期支援を必要とする対象者像の考察、母子生活支援施設に関する先行研究の検討、本研究の仮説の設定が行われている。

第1節では、居住型産前産後期支援を必要とする対象者像を明らかにするために、①特定妊婦・ハイリスク妊産婦、②妊婦健診未受診、飛び込み出産、③乳児院、④赤ちゃんポスト「こうのとりのゆりかご」に関する先行研究、⑤「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（以下、死亡事例検証）」が精査されている。先行研究等の精査から、居住型産前産後期支援を必要とする対象者は、母子生活支援施設を利用する母親と類似点があるとされ、第2節では、母子生活支援施設における母親への支援、妊娠・出産に関する先行研究、子どもへの支援に関する先行研究が検討され、母子生活支援施設における実践について考察されている。その結果、居住型産前産後期支援の対象者と、母子生活支援施設の利用者の類似性から、母子生活支援施設で実施されている支援が、産前産後期支援の対象者支援にも応用可能と考えられ、また児童福祉施設の役割である子どものパーマネンシー保障の観点から、生まれてきた子どもが母親と一緒に生活できるよう、居住型産前産後期支援を実施することが必要と考えられている。また第3節では、先行研究の検討を踏まえ、本論文での仮説が設定されている。

以下が、その研究仮説となる。

#### 【研究仮説】

- ① 母子生活支援施設で実施する居住型産前産後期支援は、「0歳0か月0日死亡事例」の防止に効果的である。
- ② 母子生活支援施設で行う、課題を抱える母子家庭への妊娠期からの切れ目のない支援は、母の「生活の主体者としてのアイデンティティ形成」を促す。
- ③ 母子生活支援施設で行う、課題を抱える母子家庭への妊娠期からの切れ目のない支援は、子どものパーマネンシーを保障することに繋がる。

なお、第4節では上記の研究仮説①から③を論証するため、本研究をどのように進めていくか、「研究のプロセス」が図で示されている。

第4章「母子生活支援施設における産前産後期支援の実態（質問紙調査）」では、インタビュー調査に向けて実施したパイロット調査の結果及び分析・考察が論及されている。

パイロット調査は先行研究が少なく、母子生活支援施設での産前産後期支援の実態がわからないため、インタビュー調査に向けて母子生活支援施設での産前産後期支援の現状を把握すること、インタビュー調査の候補施設を抽出することを目的に実施されている。この調査は質問紙調査として実施され、「基本調査」と「個別事例調査」の2段階で構成されている。調査対象期間の2014（平成26）年4月1日から2017（平成29）年3月31日までに妊産婦の入所受け入れを行った施設には、さらに個別事例調査の回答も依頼している。パイロット調査は、2017（平成30）年11月1日から11月30日の間、質問紙を郵送し回収する形で実施した。質問紙配布数224件、有効回答数133件、回収率59.37%であった。なお、データの分析は単純集計、記述集計、クロス集計、相関係数で行われ、その結果から仮説の検証が試みられている。

基本調査は、①施設に関する項目、②妊産婦の受入れ状況に関する項目、③利用者支援に関する項目、④児童虐待・虐待防止に関する項目、⑤関係機関との連携に関する項目、⑥妊産婦の受け入れがなかった施設への項目の6項目から構成されている。

基本調査の結果、133施設中80施設(60.2%)が、調査対象期間内に妊産婦の入所を受け入れており、母と同伴児だけでなく、妊婦、産婦単身でも受け入れていること、宿直体制がない施設もあるため、約6割の施設で妊産婦を受け入れたことがあること、妊産婦世帯が入所すると、職員全体で日常生活支援、子育て・育児支援、自立支援、同行支援等を行っていること、職員は「利用者との関係構築」や「子どもの様子確認」を意識して支援するため、出産後も継続的に支援できる、母子の状況を把握しやすいと感じていることが明らかにされている。

一方、個別事例調査では、調査対象期間内に入所した妊産婦世帯の状況、支援状況についての回答を得ている。妊産婦世帯の多くは「妊娠出産のため」ではなく、DVや住居喪失、生活困窮等で母子生活支援施設に入所していること、日常生活支援、子育て支援、課題解決のための支援だけでなく、「基本的な生活習慣の取得支援」等も行われていることが明らかになり、また在所期間は1年未満が最も多く、退所後のアフターケアの必要性も指摘されている。

上述の調査結果を受け、インタビュー調査に向けての調査仮説が設定されている。

#### 【調査仮説1群】

- ①妊娠期から母親への支援を開始すると、出産前に母親を理解することができる。
- ②母親が抱える課題への支援を開始することで、母親と関係構築を図ることができる。
- ③母親と関係構築が出来ていると、出産後の母子の生活に介入しやすくなる。

#### 【調査仮説2群】

- ①居住型産前産後期支援を利用することで、支援を受けること、サービスを利用することへの母親の抵抗感が減る。
- ②サービス利用への母の抵抗感が減ると、継続的な支援につながる。

なお、第4節では、調査仮説の設定を受け、本調査の研究枠組みが図で示されている。

第5章「母子生活支援施設における産前産後期支援の実態（インタビュー調査）」では、妊産婦世帯への産前産後期支援を実践している施設に対して行ったインタビュー調査の結果と分析・考察について論及されている。

インタビュー調査は、調査協力が得られた6施設で実施され、うち5施設のデータを分析対象としている。「不適切な養育の予防・養育状況の改善を目標とした産前産後期支援について」「支援の連続性」の2構成から成るインタビューガイドが作成され、それに沿って「半構造化面接法」(semi-structured interview)で行われている。データ分析では「定性的コーディング」が用いられている。

上記の分析の結果、表5-17のように「入所支援の開始」「生活への介入」「養育課題の把握」「虐待予防に向けた取り組み」「入所支援の終結」の5つのカテゴリーグループが導き出され、その中に、15のカテゴリーと55のサブカテゴリーが生成されている。

表 5-17 カテゴリー・サブカテゴリー一覧

カテゴリーグループ	カテゴリー	サブカテゴリー
入所支援の開始	生育歴・生活歴を理解する	生活困窮／生活環境／被虐待・DV 経験／要支援家庭
	計画に基づく支援	支援計画の作成時期／具体的な目標／子どもの支援計画
生活への介入	生活を意識した支援	家事支援／同行支援／新生児の育児支援／きょうだい児への支援
	居室支援	枠組み作り／利用者の受け止め／繋がりやすさ
	妊産婦受け入れの時の体制	ホッとできる雰囲気／職員体制／支援の平準化／密な支援
養育課題の把握	養育支援ニーズと対応	特定妊婦／命を守ることの重み／具体的な対応
	子どもへのかかわり方	手本を見せる／育児手技／専門職との連携
	子どもの養育が懸念される状況	自分本位／子どもの成長と母の負担感／母からの SOS／母のつらさに寄り添う
	きょうだい児への不適切な養育	きょうだい児の様子／きょうだい児に向き合う時間／子どもへの対応
虐待予防に向けた取り組み	親育て	経験不足／自信回復／自分を見てほしい／安心感・甘え／生きていくための力
	身近な場での支援	把握しやすい／パートナー・伴走者としてのかかわり／母子生活支援施設の強み
	養育支援で重視すること	親子関係の形成／不可分な関係／判断する基準／予測することの難しさ
	多様なかかわり	頻回な連絡／専門職の活用／関係機関との役割分担／利用者間の相互作用／当事者同士の支え合い
入所支援の終結	継続的な支援の必要性	支援が必要な要因／月齢・年齢に応じた子育ての悩み／継続的な支援の捉え方
	地域との協働	地域へのつなぎ役／退所後のかかわり／必要とされる施設／地域での支援の難しさ

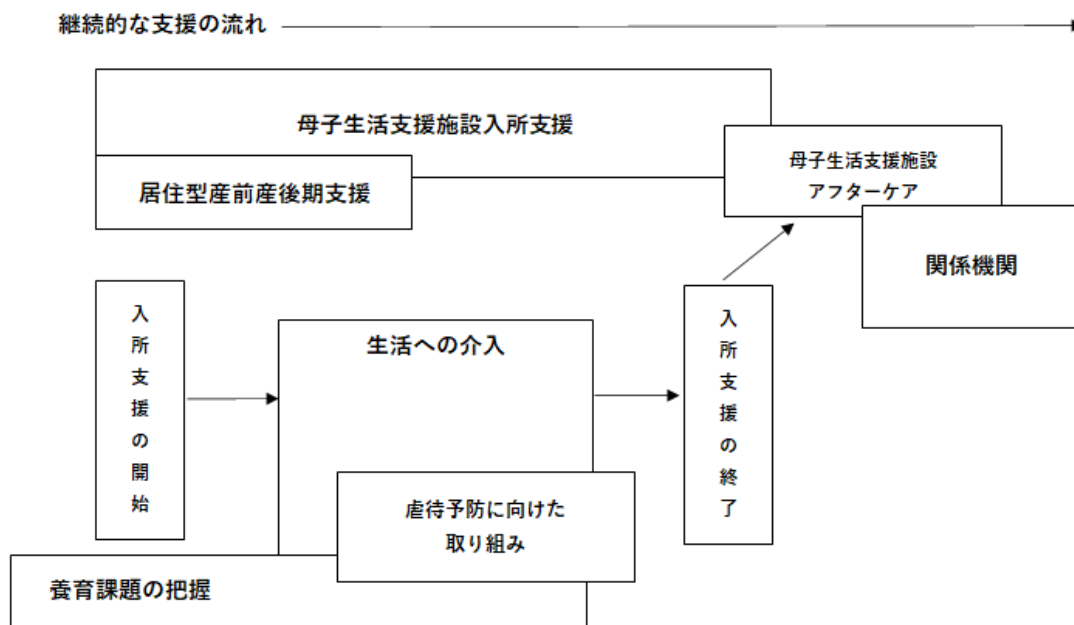
筆者作成

また、インタビュー調査の結果を受け、母子生活支援施設における妊娠期からの継続的な支援の流れが、図 5-1 で図式化されている。

次に、インタビュー調査の結果を受け、調査仮説の分析・考察が行われている。

その結果、①産前産後期支援を実施している母子生活支援施設では、母にどのような支援が必要か検討するため、母の生育歴・生活歴を理解することが重要視されている、②母は複合的に課題を抱えている場合が多く、母一人では対応できなかった課題を職員と一緒に整理することを通して、関係構築が促進されている、③関係が構築されているため、職員は危機的な状況の時すぐ介入出来ており、不適切な養育の防止に繋がっている、④大変な時期に自

図 5-1 母子生活支援施設における妊娠期からの継続的な支援の流れ



筆者作成

分が必要とする支援を受けることが出来ると、母は支援を受ける事への抵抗感が減り、支援を受けることを肯定的に捉えるようになる、⑤継続的な支援には施設内での支援と施設退所後の支援の2つがある、という5点が明らかにされている。さらに、母子生活支援施設には、他機関や、それぞれの機関の担当者と、母をつなぐ役割が求められていることが、課題として指摘されている。

なお、第4章のパイロット調査、第5章のインタビュー調査ともそれぞれ所属大学（第4章では目白大学、第5章では東洋大学）の研究倫理委員会で審査され、その承認を得て調査が実施されている。

第6章では、本論文全体の総括として、研究仮説の論証、母子生活支援施設における産前産後期支援への示唆、本研究の課題について論及されている。

第1節では研究仮説の論証が行われ、研究仮説①については、母子生活支援施設での重層的な支援だけでなく、関係機関との連携強化により居住型産前産後期支援が展開されている、②については、妊娠出産の期間、母自身が大切にされることを経験し、自信の回復、経験してこなかったことを経験することを通し、生活主体者としてのアイデンティティを形成していく、③については、子どものパーマネンシーを保障するには、実親の生活が安定していることが前提であり、親を支援することが必要になると論証されている。また、パイロット調査、インタビュー調査の結果や考察を踏まえ、本研究の枠組みについても再考されている。第2節では、質問紙調査（第4章）、インタビュー調査（第5章）から得た知見をも



とに、母子生活支援施設ファミリーサポート機能を再考し、子育ての初期を保護者と協働する機能を付加することが提案されている。また、産前産後期支援を実施する上での5つの課題、①女性という側面に焦点化した支援、②子どもの「パーマネンシー」保障を視野に入れた支援、③養育支援の考え方、④居住支援を活かした相談力の向上、⑤子どもの養育状況に関するアセスメントの精度の向上についても述べられている。最後の第3節では、本研究の限界と今後の課題について言及されている。

### 3. 本論文の結論

上述の通り、文献研究、質問紙調査、インタビュー調査の結果から、産前産後期支援の対象者と母子生活支援施設の入所者には類似性があり、母子生活支援施設で提供される支援は、産前産後期支援の対象者にも効果的であると論証されている。母子生活支援施設は、暫定定員問題等、課題はあるものの、妊娠期から出産後育児期に支援を必要とする女性と、その子どもが生活する場所として、最も適切であると結論づけられている。また、母子生活支援施設での産前産後期支援は、課題を抱えた家庭で親と一緒に生活する子どものパーマネンシー保障、妊娠期からの切れ目ないファミリーサポートのあり方に対し、示唆を与えることが出来ると結論づけられている。

## III. 論文の独自性と意義

本論文は、上述のように序章と6章で構成され、本文の頁数190枚（400字詰原稿用紙650枚相当）にも及ぶ大作であり、筆者の、これまでの社会福祉現場における実践経験と、本学大学院博士後期課程における研究が、まさに凝縮された労作である。また、そこには底流として、母子生活支援施設で社会福祉支援に取り組む実践者たちへの温かい思いと、それを基盤にしつつ、彼らの実践を冷静に分析・考察しようとする研究姿勢を感じる事ができる。審査委員会の委員は、その点についても高く評価している。

本論文の独自性と意義については、概ね次の3点に集約できると考えられる。

第1は、母子生活支援施設をめぐる社会福祉政策の動向及び先行研究の検討である。

母子生活支援施設だけでなく、社会福祉現場における社会福祉支援は、福祉レジームの中で公的セクターとしての国家（具体的には厚生労働省等）の政策により影響を受けている。したがって、マクロな視座から関連する社会福祉政策の分析が、社会福祉支援の実践研究に関しても必要となる。また、そうした動向とも関連させつつ、先行研究の検討も不可欠である。

本論文は、第1章と第2章において、政策分析に関しては、戦後の児童福祉政策、特に妊産婦の産前産後期支援に関する社会福祉施策について丹念に原資料等に当たりながら、母子保健、子育て支援、婦人保護等の施策も含めて、それらを読み解き、その中で母子生活支援施設がどのように変遷してきたかを描出している。とりわけ、1990年代以降の、社会福祉の現代的段階については、厚生労働省（厚生省の時代も含む）の政策文書をもとに、その

分析結果を独自に表 1-1 のように集約している。さらに、第 3 章では母子生活支援施設の利用者（対象者）像を明らかにした上で、先行研究を検討しているが、そもそもこの分野のそれが稀少な状況の中で、関連する領域の先行研究も含め、網羅的に検討した上で、第 4 章以降の研究仮説の導出に繋げている点も高く評価できる。

表 1-1 妊娠・出産・乳幼児の子育てにかかる子育て支援施策の変遷

法律・閣議決定等	内 容
「緊急保育対策等 5 か年事業」1995(平成 7)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0～2 歳保育の推進、産後休暇・育児休業明け入所の促進</li> <li>・ 子育てを地域ぐるみで支援する体制整備（地域子育て支援センター）</li> <li>・ 乳幼児健康支援サービス</li> </ul>
児童福祉法改正 1997(平成 9)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 8 条の 6 児童福祉審議会、妊産婦に関する意見聴取</li> <li>・ 第 10 条の 3・4：市町村の妊産婦支援</li> </ul>
新エンゼルプラン「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」 1999（平成 11）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0～2 歳の保育所受け入れ拡大</li> <li>・ 育児休業取得・復職推進のための取り組み</li> <li>・ 労働における固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正</li> <li>・ 周産期医療ネットワークの整備</li> </ul>
健やか親子 21（第一次） 2001（平成 13）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（課題 2）妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援</li> <li>・（課題 3）小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備</li> </ul>
少子化対策プラスワン 2002(平成 14)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女問わず働き方の見直し、子ども出生時に父親 5 日間休暇取得</li> <li>・ 「つどいの場」づくり</li> <li>・ 不妊治療対策の充実と支援の在り方検討</li> </ul>
児童福祉法改正 2004(平成 16)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 37 条・第 41 条：乳児院で幼児、児童養護施設で乳児の入所可能</li> </ul>
子ども・子育て応援プラン「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」 2004（平成 16）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男性の子育て参加促進に向けた取組の推進</li> <li>・ 気軽に利用できる子育て支援拠点の整備</li> <li>・ 乳児健診未受診児など生後 4 か月までに全乳児の状況把握</li> <li>・ 育児支援家庭訪問事業の推進</li> <li>・ 「いいお産」の普及</li> </ul>
児童福祉法改正 2008(平成 20)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援事業の位置づけ（乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業）</li> <li>・ 要保護児童対策協議会、対象を妊婦まで拡大</li> </ul>
子ども・子育て支援法 2012（平成 24）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方検討</li> </ul>
健やか親子 21（第二次） 2015（平成 27）年～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」</li> <li>・ 不妊治療への助成等、子育て世代包括支援センターの全国展開、妊娠・出産包括支援事業、産婦健康診査事業、生涯を通じた女性の健康支援事業、新生児聴覚検査体制整備事業の規定、児童虐待予防</li> </ul>
少子化社会対策大綱改正 2015(平成 27)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組</li> <li>・ 子育て世代包括支援センターの整備</li> <li>・ 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり（マタニティマークの普及）</li> </ul>
ニッポン一億総活躍プラン 2016（平成 28）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「希望出生率 1.8」に向けたその他の取組</li> </ul>

筆者作成

第2は、「混合研究法」を調査研究（リサーチ）において用いている点である。

本論文は、調査研究をもとにした実証研究の論文であるが、本格的に量的調査と質的調査を融合・統合した混合研究法を採用している点が大きな特徴となっている。

これまで本学社会福祉学専攻の博士学位申請論文として提出された論文の中で、実証研究の論文の範疇に分類される論文は量的研究か、質的研究のどちらかに力点が置かれ、2つの研究方法をバランスよく組み合わせた論文はなかったとあってよい。しかしながら、本論文は第1次調査（プライマリーリサーチ）をパイロット調査として位置づけ、全国の母子生活支援施設を対象とした量的調査（統計調査）を行い、そのデータ分析をもとに第2次調査（セカンダリーリサーチ）として母子生活支援施設の社会福祉支援者を対象とした質的調査（事例調査）を行っている。また、第1次調査は、これまでの既存の調査研究を参考にしつつも、それとは異なる調査研究として、筆者が独自に実施しており、母子生活支援施設における社会福祉支援の現況、特に産前産後期支援のその全国動向を把握することに成功している。

第3は、混合研究法の一環としての質的調査を通して、母子生活支援施設の利用者に対する、支援者たちによる社会福祉実践を分析している。

本論文では第4章までの論考をもとに、第5章で質的調査の結果について分析・考察を行っている。具体的には上述のように全国の母子生活支援施設の中から5施設を調査対象として設定し、その支援者たちを対象として、半構造化面接法を用いてインタビュー調査を行い、その結果をもとに質的データの分析を行っている。また、その結果、既述のように5つのカテゴリーグループ、15のカテゴリー、55のサブカテゴリーを析出し、それをもとに考察を展開している。なお、あわせて図6のように研究仮説と調査仮説を分類し、その上で上記の質的データの分析を通して調査仮説を論証している。さらに、それをもとに研究仮説の論証を行い、あわせて仮説間の関係性についても分析・考察を深めている点は、本論文の特徴となっている。

#### IV. 本論文の課題

以上、本論文の独自性と意義について述べてきたが、本論文にも博士学位申請論文の完成度という点では課題があるので、その点についても3点に集約して言及しておきたい。

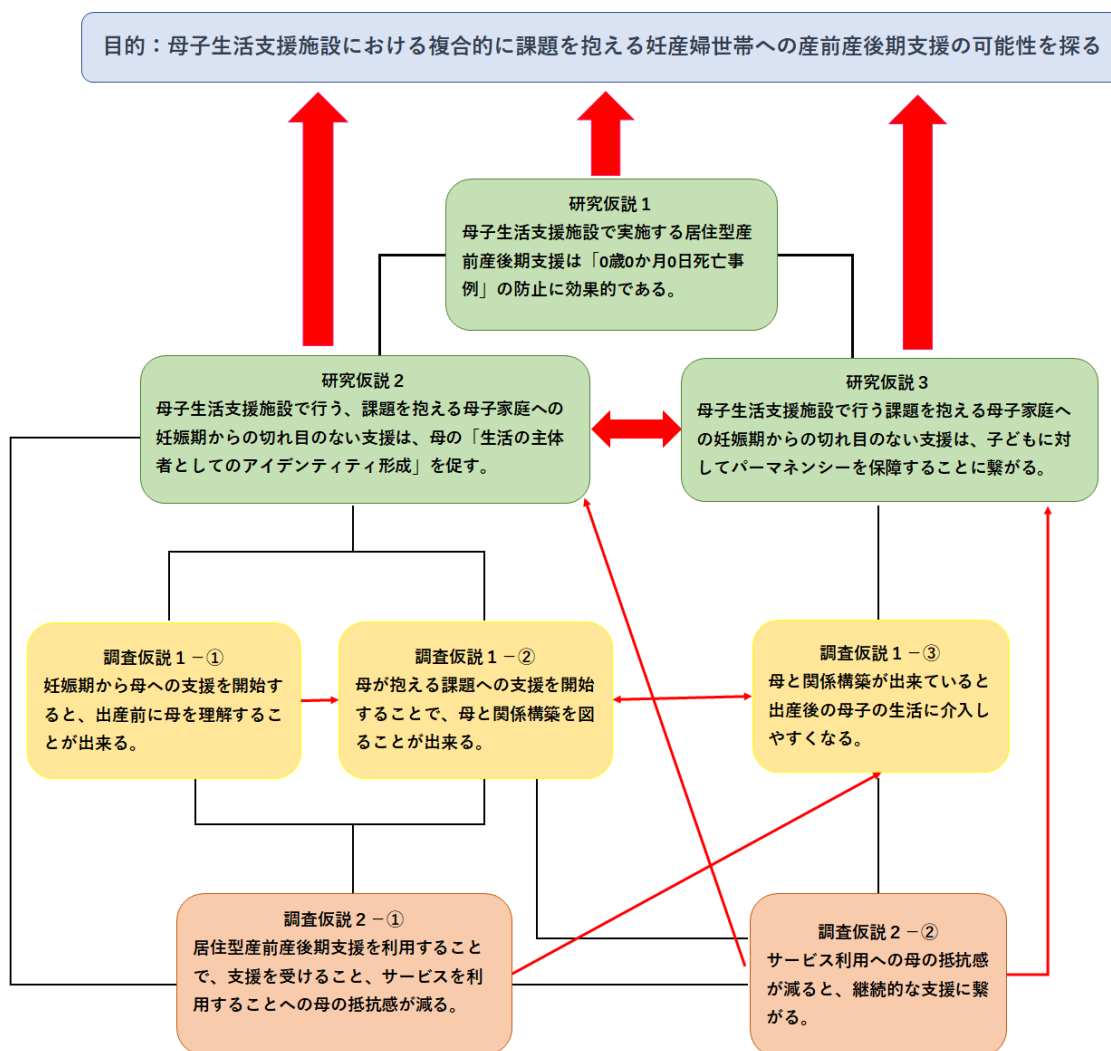
第1は、第4章で論じられている母子生活支援施設の全国調査についてである。

本論文における調査研究は既述の通り、全国の母子生活支援施設を対象とした量的調査であり、これまでの類似調査にはない、独自のそれになっている。しかし、その調査結果のデータ分析は単純集計、記述集計、クロス集計、相関係数のレベルに留まっており、そこから導き出された結論には「疑似相関」の可能性が否定できない。その意味では、より正確な結論を得るためにも、さらに高度な多変量解析法を用いてデータ分析を行うことが望まれる。

第2は、混合研究法における量的調査と質的調査の関係についてである。

本論文は、量的調査と質的調査の2つの調査方法を用いた混合研究法であるところに大き

図6 本研究の枠組みの検証結果



筆者作成

な特徴がある。しかし、本論文をよく読むと、両者が必ずしも有機的にリンクされているとはいえないところがある。たとえば、上記の全国調査（量的調査）から第5章で論じられている事例調査（質的調査）の5施設が、どのように絞り込まれたのかが明らかにされていない。そのため、事例調査の結果に「普遍性」があるかどうかを検証できなくなっていて、混合研究法の利点を必ずしも活かしていない。

第3はソーシャルワークのとらえ方についてである。

本論文では全体を通して母子生活支援施設における社会福祉支援がテーマとなっているが、その中で随所にソーシャルワークの必要性が説かれている。しかし、社会福祉支援とソーシャルワークとの関係性、あるいはどのようなソーシャルワークが必要になるかについては必ずしも明示されているわけではない。今日のソーシャルワークは、まさに多様なモデルが

あり、もしその必要性を説くのであれば、あわせて母子生活支援施設における、その具体像や課題等について提示することも求められる。

## V. 結論

以上、本論文の意義と課題について述べたが、それらを踏まえて審査した結果、審査委員会としては、本論文は博士学位請求論文の水準に到達しているという結論に達したことを、社会学研究科委員会に報告する。

最後になるが、本論文のテーマである母子生活支援施設は、その数が減少しており、歴史的な役割を終えつつあると思われがちであるが、そうした社会福祉施設にあえて焦点をあて、長期間にわたって地道に実証研究を続け、その意義や、複合的な課題を抱える妊産婦の産前産後期における継続・連携した支援という、新たな役割・機能等を、社会福祉支援やソーシャルワークの視点から明らかにし、今後の方向性を示唆した本論文は、まさに本学社会福祉学専攻の、長い歴史と伝統を踏襲した学術論文であり、そうした点も本論文の内容とともに高く評価されることを敷衍しておきたい。

以上